

九州大学西新プラザ規則

令和 8 年度九大規則第 号
制 定：令和 8 年 1 月 日

九州大学西新プラザ規則(平成 16 年度九大規則第 68 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学西新プラザ（以下「プラザ」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プラザは、九州大学（以下「本学」という。）における国際学術研究の推進及び社会連携の促進を図るとともに、学術研究活動等の情報を発信し、併せて本学の教育研究活動の促進に資することを目的とする。

(管理運営の責任者及び審議機関)

第3条 プラザに管理運営責任者を置き、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 プラザの管理運営に関する重要事項については、九州大学教育研究評議会規則（平成 16 年度九大規則第 6 号）第 7 条第 1 項に規定する九州大学キャンパス計画及び施設管理委員会において審議する。

(施設)

第4条 プラザに、会議室、多目的室、和室、展示コーナー、オフィス、産学交流室、資料室、宿泊室、交流ラウンジ、その他施設を置く。

(共用施設の使用範囲及び許可)

第5条 プラザの施設のうち、会議室、多目的室、和室、展示コーナー、オフィス、産学交流室、資料室及び宿泊室（以下「共用施設」という。）は、第2条の目的の範囲内で、本学関係者、一般市民等の使用に供するものとし、共用施設の使用に当たっては、管理運営責任者が認めた場合を除き、あらかじめ管理運営責任者の許可を受けなければならない。

2 共用施設のうち、会議室、多目的室、和室、展示コーナー、オフィス、産学交流室、資料室（以下「会議室等」という。）は、次に掲げる用途に使用するものとする。

- (1) 本学が主催する学術、教育又は国際交流に関する行事、会議等
- (2) 本学以外の団体等が主催し、本学が共同して実施又は支援する学術、教育若しくは国際交流に関する行事、会議等
- (3) 本学の職員が関与して開催する学会、会議等で管理運営責任者が適当と認めたもの
- (4) 本学の職員、学生、職員経験者、本学に在学した者、その他管理運営責任者が適当と認めた者の交流、相互親睦行事等

- (5) 本学と連携・協力する学外関係者が開催する学会、会議等で管理運営責任者が適當と認めたもの
- (6) 一般市民、学外団体等の文化活動のうち管理運営責任者が適當と認めたもの

3 前項の規定により、会議室等を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員及び学生
- (2) 本学の職員経験者
- (3) 本学に在学した者
- (4) 本学と連携・協力する学外関係者
- (5) その他管理運営責任者が適當と認めた者

4 共用施設のうち、宿泊室を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学において教育研究に従事する研究者
 - (2) 本学が主催する学術、教育又は国際交流に関する行事、会議等の参加者
 - (3) 本学以外の団体等が主催し、本学が共同して実施又は支援する学術、教育又は若しくは国際交流に関する行事、会議等の参加者
 - (4) その他管理運営責任者が適當と認めた者
- (交流ラウンジ)

第6条 プラザの施設のうち交流ラウンジは、本学の職員、学生、職員経験者、本学に在学した者、本学に關係する市民等の交流を深めるためのスペースとして使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交流ラウンジは、管理責任者が適當と認める場合は、前条第2項に規定する行事等で会議室等を使用する場合の補助スペースとして使用することができるものとする。

(適正使用)

第7条 プラザの使用に当たっては、第2条に沿って適正に使用しなければならない。

(禁止行為)

第8条 プラザを使用する者（以下「使用者」という。）は、プラザ及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外に文書、図面等を掲示すること。
- (2) 立看板、プラカード等（プラザの行事の表示に係るものを除く。）を立てること。
- (3) 政治活動、宗教活動、公序良俗に反する行為又はそれに類する行為をすること。
- (4) その他プラザの美観を損ね、又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

2 管理運営責任者は、前項の規定に違反する事実を発見したときは、掲示物等の撤去若しくは行為の中止を命じ、又は掲示物等を撤去する等必要な措置を講じるものとする。

(使用許可の取消し)

第9条 管理運営責任者は、使用者が許可条件に違反したとき、又は使用申込書に虚偽の記載をしたとき

は、当該使用の途中であっても許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 前項の使用許可の取消し、又は中止によって生ずる損害については、本学は、その責を負わないものとする。

(使用時間等)

第10条 プラザの使用時間、休業日等については、別に定める。

(使用料)

第11条 共用施設を使用する者は、別に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(会議室等の原状回復)

第12条 使用者は、会議室等の使用を終えたとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 プラザを使用する者がその責に帰すべき事由によりプラザの施設、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第14条 プラザの管理運営に関する事務は、研究・産学官連携推進部研究企画課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。 (予定)